

関東水上郷友会会則

(名称)

第一条 本会は関東水上郷友会と称す。本会の所在地は会計担当宅とする。

(目的)

第二条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて郷土の発展に資することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 毎年1回以上全会員の参加集会を催す。
- 2 每年1回以上機関誌「山ざる」を発行し会員に頒布する。
- 3 本会の目的を達成するために適当と認められる事業を行う。

(会員)

第四条 本会は兵庫県丹波市の出身者及びその縁故者及び丹波に関心のある者により構成し、その構成員を会員とする。

(役員)

第五条 本会に下記の役員をおく。

| | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 会計担当 | 1名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 理事 | 若干名 |
| 顧問 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |

(役員の任務)

第六条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選により一名がこれに當る。

常任理事及び理事は会務を執行する。

監事は会務及び会計を監査する。

顧問は会長の諮問に応じ本会の発展を促進する。

会計担当は会の会計を担当する。

(役員の選出)

第七条 役員は総会において選出する。

顧問は理事会の推薦により委嘱する。

(役員の任期・報酬)

第八条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

第九条 本会の役員は総て無報酬とする。

(会議)

第十条 会議は総会と理事会に分ける。

総会は毎年1回11月に開き必要に応じ臨時総会を開催する。

理事会は役員を以って構成し、必要に応じ会長が招集しオンライン会議も可とする。

会議は会長が招集し、会議の議事は出席者の過半数により決する。

(会費・寄付金)

第十二条 会費は年額2000円とし、必要に応じ理事会の決定による額を徴集することができる。

第十三条 寄付金は理事会の承認により受納する。

(会計報告、会則の改正)

第十四条 本会の会計年度は毎年7月1日より翌年6月30日までとし、会計報告は11月の総会において行なう。

第十五条 本会則の改正は総会の議を経て決定する。

付 則 1. 本会の創立は明治29年（1896）11月2日

付 則 2. 2010年2月26日 現状に合わせ会則修正。

付 則 3. 2025年 11月23日現状に合わせ会則修正